

令和3年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（財務省理財局国債企画課）

項目名	クロスボーダー取引の非課税手続に係る書類の電子化（振替国債の利子等に係る非課税適用申告書等）		
税目	所得税		
要望の内容	<p>国債のクロスボーダー取引において、非課税等の適用を受けようとする場合における申請書類等の提出方法として、電子的な方法を認めること。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>	<p>— ( — ( —</p>	<p>百万円 百万円) 百万円)</p>
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>振替国債等の利子の課税の特例等のクロスボーダー取引における課税の特例制度の適用手続を簡素化することで、国債の保有・売買を促進し、多様で厚みのある投資家層を形成し、同時に国債発行による国の資金調達コストを抑制していくため、国債市場の流動性・効率性を維持・向上すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、諸外国では外出禁止令等が相次いだ。これを受け、クロスボーダー取引における課税の特例制度の適用に際して必要とされる本人確認書類の取得や現地金融機関における受付事務が困難となったことに加え、国際郵便窓口の閉鎖によって、申請書類の到着遅延が生じている。クロスボーダー取引による国債の保有・売買の円滑化を図るためにも、本施策によって、電子的な提出を認める必要がある。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標3-1：国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
		政策の達成目標	非居住者等による国債の保有・売買の促進 国債市場の流動性・効率性の維持・向上 国債消化の促進と利払費の軽減
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の達成状況	新型コロナウイルス感染症の影響により、非居住者等が申請書類等の提出が困難となり、国債取引に参加しづらい状況にある。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	非居住者及び外国法人に適用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	原本提出に代えて電子的な提出を認め、簡素な手続きを可能とすることで、非居住者等による国債取引の促進、国債市場の流動性の維持・向上につながる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		本措置は、行政のデジタル化を進める政府の方針とも合致しており、妥当である。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>申請書類等の電子化は、今年度が初めての要望である。</p>	